

少年法改正と少年保護立法

葛 野 尋 之

(一橋大学大学院法学研究科教授)

目 次

はじめに

- 1 2000 年少年法改正とその運用状況
- 2 2007 年少年法改正
- 3 2008 年少年法改正
- 4 少年保護立法
- 5 むすび

はじめに

1990 年代末以降、政治経済から社会、文化に至る構造的変革のなか、厳罰主義・必罰主義に傾斜した刑事立法が相次いだ。2000 年の少年法改正は、その潮流を象徴的に示すものであった。少年法は、さらに 2007 年、2008 年にも重要な改正を経験した。

本稿は、以下、このような少年法改正の流れを治安政策、被害者政策、刑事訴訟法改正などに関連させつつトレースしたうえで、簡単なコメントを付すことにする¹⁾。2000 年改正法については、その運用状況にも言及する。また、児童買春・児童ポルノ処罰法、出会い系サイト規制法など、少年保護立法についても、立法に至る経緯と概要を示す。最後に、刑事立法の合理性という観

点から、最近の刑事立法の特徴ないし留意点を指摘する。

1 2000 年少年法改正とその運用状況

(1) 改正法の概要

2000 年改正法は、第 1 に、刑事処分適用の拡大・強化として、刑事処分のために検察官送致（逆送）を決定することのできる少年の年齢を決定時 16 歳以上から行為時 14 歳以上へと引き下げ（20 条 1 項ただし書削除。以下、条文のみの参照は少年法）、殺人既遂、傷害致死など、16 歳以上の少年の故意犯罪による被害者死亡事件については、刑事処分のための逆送を原則化しようとし（20 条 2 項）、18 歳未満の少年に対する無期刑の緩和を必要的なものから裁量的なものにするなど、少年に科される刑罰を厳格化した（51 条 2 項・58 条 2 項）。

第 2 に、非行事実認定手続の適正化として、三人の裁判官による合議制の審判が裁定により認められるようになり（裁判所法 31 条 4 第 12 項）、故意犯罪による被害者死亡事件または死刑、無期の懲役・禁錮もしくは短期 2 年以上の懲役・禁錮に当たる犯罪事件について、非行事実を認定するために必要なときは、検察官を審判に関与されることができるとし（22 条の 2）、検察官関与が決定された場合（22 条の 3）または検察官の抗告受理申立が受理された場合（32 条の 5）において、弁護士の付添人がいないときは、家庭裁判所が弁護士の付添人を選任することとし、また、少年鑑別所に少年を収容しなければ審判に著しい支障が生じる場合には、観護措置による収容期間を最長 8 週間まで延長できるとした（17 条 4 項）。

第 3 に、被害者への配慮として、被害者等に対して審判結果等を通知することとし（31 条の 2）、被害者による審判記録の閲覧・謄写を認め（5 条の 2）、被害者等の申出によりその意見を聴取することとした（9 条の 2）。

(2) 改正法の運用状況とその検証

改正法は 2001 年 4 月 1 日に施行されたが、2000 年改正が基調とする厳罰化・必罰化が実際の運用にも具体化するのか、それとも少年法の基本構造

は維持されたことから、その伝統としてきた教育理念が運用のなかで改正法の影響を低減するよう作用するのか、その運用状況が注目された。改正法の附則 3 条は、「政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その検討の結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする」と規定していた。改正法の見直しが意味あるものとなるためにも、運用状況の正確な把握が必要とされた。

最高裁事務総局家庭局は、これまで 6 回、「平成 12 年改正少年法の運用の概況」として、運用状況に関する基本統計を発表している²⁾。これらから、改正法運用の全体的傾向を知ることができる。改正法 20 条 2 項に基づく逆送決定の割合は、2004 年 4 月 1 日からの 1 年間に顕著に増加したが（全事件について 73.6%、傷害致死について 72.0%）、2005 年 4 月 1 日からの 1 年間にはいくらか低下した（同じく 66.7%、63.2%）。とはいえ、施行後 2004 年 3 月 31 日までの逆送率（同じく 57.6%、42.4%）に比べるとなお高くなっている。また、検察官関与決定は、2001 年 4 月 1 日から 1 年ごとにみると、30 件、20 件、26 件、16 件、8 件と推移しており、近年の減少が目立っている。2004 年 4 月 1 日からの 1 年間にはじめて 5 件みられた検察官の抗告受理申立は、2005 年 4 月 1 日からの 1 年間にはなかった。

法務省法務総合研究所は、『平成 17 年度版・犯罪白書』において「少年非行」の特集を組み、そのなかで、「少年法改正後の重大事犯少年の実態と処遇」について調査研究を行った³⁾。これは、改正法施行後の重大非行による少年鑑別所に送致され、2004 年 3 月 31 日までに家裁の終局決定により少年鑑別所を退所した少年について、①犯行内容、②少年院・少年刑務所に収容された少年の意識と処遇状況、③保護観察の状況、について調査したものである。また、法務省は、2006 年 6 月、改正法附則 3 条に基づき、国会に対して、施行日から 2006 年 3 月 31 日までの施行状況について報告を行った⁴⁾。この報告がどのような形で行われたのか明らかではないが、報告

文書は、改正法の概要を説明したうえで、最高裁事務総局家庭局「平成 12 年改正少年法の運用の概況」に含まれている基本統計を示したものである。

日本弁護士連合会は、改正法施行後直ちに、その運用状況に関する調査を開始し、2004 年 9 月、その結果をまとめ発表した⁵⁾。日弁連はこれと並行して、少年非行の原因に関する調査研究を進めてきたが⁶⁾、その成果と運用状況の調査結果とに基づき、2006 年 3 月、『「改正」少年法・5 年後見直しに関する意見書』を発表した⁷⁾。その基調は、改正法に具体化された厳罰主義・必罰主義は、少年法の理念にも、少年非行のリアルな現状にも適合せず、20 条 2 項の「原則逆送」、検察官関与、観護措置期間の特別延長などの廃止を含む、改正法の根本的見直しが必要だとするものであった。また、家庭裁判所調査官などの加入している全司法労働組合は、改正法の運用状況を継続して調査しており、その結果をこれまで 9 回にわたり発表している。それらに基づき、2006 年 1 月、『少年法「5 年後見直し」にあたっての提言』を発表している⁸⁾。これも、刑事処分の拡大に疑問を提起し、家庭裁判所の保護的措置と保護処分における処遇の充実を訴えるものとなっている。

このほか、『家庭裁判月報』誌上などに、改正法の運用状況を分析・検討した実務家の論攷がいくつか発表されている。

2006 年 3 月には、司法研修所・司法研究報告書 58 輯 1 号として、『改正少年法の運用に関する研究』（以下、『運用研究』）が発表され、その翌月、法曹会から公刊された。『運用研究』の「第 1・研究の目的と方法」によれば、この研究は、平成 16 年度司法研究員の 4 人の判事・判事補によるものであり、研究目的は、20 条 2 項の「原則逆送」、刑事処分適用年齢の引き下げ、観護措置期間の特別更新、検察官関与について、改正法の「全国的な運用状況を調査して、改正の趣旨を踏まえた運用がなされているかどうかを実証的に検討し、その結果を今後の実務に生かそうというもの」であり、改正法の見直しにも資するであろうとされている。この『運用研究』は、施行後 3 年間の全事件について、家裁決定書などを基にして事例分析を行っていること、全国の少年事件担当裁判官に対してアンケート調査を行っていること、こ

れまで最高裁が発表してきたものよりも詳細で立ち入った統計的分析を行っていること、逆送決定については、統計学的手法を用いた因子分析を行っていること、などの点において、広汎な分析資料に基づく包括的研究であるといえる。しかし、因子分析の方法をはじめ、その分析方法の妥当性をめぐっては重大な問題が散見され、また、調査研究の理論的基礎についても、いくつかの疑問が残る。それゆえ、調査研究の所見、それらから示唆されている立法提案の合理性については、全面的な批判的検討が必要とされる⁹⁾。

以上から明らかなように、総合的にみると、2000 年改正法については、未だその検証が十分なされているとはいえず、それゆえ、その立法目的が達成されたと判断することはできない¹⁰⁾。

2 2007 年少年法改正

(1) 改正に至る経緯

2000 年代半ばに至っても、「治安悪化」と「体感治安」の低下がいわれ、「安全・安心」社会が強調されるなか、被害者の保護・救済に対する関心の高まりも相俟って、厳罰化・必罰化に向けた刑事立法への高い政治的・社会的関心はなお継続した。

このようななか、2003 年 7 月の長崎触法事件を契機にした鴻池国務大臣の「親を市中引き回しのうえ打ち首に」発言と同日の小泉首相の指示を受け、当の鴻池大臣が主宰する「少年非行対策のための検討会」が設置された。同年 9 月には、鴻池大臣による「提案」がまとめられた。この提案は、①治安悪化に対する不安感が増し、少年犯罪の「凶悪化・低年齢化」が進むなか、②保護の枠組みのままで親も含め自己責任を自覚することは無理であり、「悪いことをした」ということを加害者に積極的に分からせる必要は高く、③従来の保護の枠組みを維持することでは国民の治安維持に対する期待には応えられないから、「少年保護」と並んで「少年犯罪からの公衆保護」を少年法の目的とすることについて議論を開始すべきであるとした。そのうえで、④保護者を含めた再教育プログラムやカウンセリング受診命令などの積極的介入、

⑤ 14 歳未満の少年による触法事件について、強制処分を含む捜査ないし捜査に準じた調査を行う警察権限、⑥情報公開、公開手配などに関する捜査の見直し、⑦少年院における贖罪教育や更生プログラムの強化と入院可能年齢の引き下げ、⑧少年審判における被害者配慮の強化と修復的司法の検討、を提案した。その後、これらの提案は、⑨保護観察遵守事項の遵守を確保するための制度的措置の検討と合わせ、同年 12 月に発表された「青少年育成施策大綱」のなかに盛り込まれた。警察庁はこれを受け、2004 年 3 月、少年非行防止法制研究会を設置した。この研究会は、同年 12 月、「継続補導」を含む「不良行為」少年の補導の制度化を柱とする「少年非行防止法制の在り方について（提言）」を発表した。また、2004 年 4 月には、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」（依命通達）を発し、少年非行の防止、厳正・的確な捜査と非行集団対策、犯罪被害の防止と環境浄化などについて、いっそう積極的に取り組む姿勢を示した¹¹⁾。

2003 年 12 月、犯罪対策閣僚会議「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」は、非行防止活動の強化とともに、「少年犯罪への厳正・的確な対応」を柱とする「少年犯罪の抑止」を五つの行動計画の一つとしたが、「厳正・的確な対応」として、保護観察遵守事項の遵守確保、触法事件に関する警察の調査権限の明確化などをあげた。少年法の厳罰化・必罰化という潮流は、より広汎な「治安対策」のなかに組み込まれた。

この動きを受け、2004 年 9 月、法務大臣は「触法少年による凶悪事件が相次いで発生するなどしている現状に適切に対処するため」として、改正要綱（骨子）を付して少年法改正を法制審議会に諮問した。2005 年 1 月までの少年法部会の審議を経て、改正要綱（骨子）がほぼ原案どおり可決され、同年 3 月、これに基づく改正案が国会に提出された。

（2）改正法の概要

2005 年改正案は、①触法・虞犯事件についての警察調査権限、②重大触法事件の原則家庭裁判所送致と 14 歳未満の少年の少年院送致、③保護観察遵守事項違反による施設収容処分、④国選弁護士付添人の保障、を柱と

するものであった。改正案は衆議院解散により廃案となったが、2006年2月、再上程された。その後、改正案は、2007年通常国会において実質審議され、政府案に対して民主党修正案が提出されるなか、これを踏まえた与党修正案も提出され、①虞犯少年に対する警察調査権限に関する条項の削除、②警察調査に関する14歳未満の少年の弁護士付添人選任権の保障、③少年院収容年齢の下限をおおむね12歳とする、④国選附添人選任が少年の釈放により失効するとの条項の削除、などの修正が施されたうえで、可決・成立した。

2007年改正の結果、第1に、触法事件について警察官の調査権限が法定され、任意の呼出・質問のほか、刑訴法の規定を準用して搜索、押収、検証、鑑定囑託の強制調査が認められた。警察官は、調査の結果、触法事件を児童相談所に送致するものとされた（6条の2～6）。第2に、故意行為による被害者死亡の触法事件については、児童相談所を経由して、原則として家裁に送致されることとなった（6条の7）。第3に、14歳未満の少年についても、少年院送致が可能とされた（少年院法2条2項）。第4に、保護観察に付された少年が遵守事項に重大な違反をした場合、保護観察所長が警告を発し、それでも遵守がなされないときは家裁が少年院送致ほか施設収容の決定をすることができるとされた（26条の4、旧犯罪者予防更正法41条の3〔現在は更生保護法67条〕）。第5に、22条の2第1項事件について、少年鑑別所送致の観護措置がなされた場合、家裁が職権により弁護士付添人を選任することができるようになった（22条の2第2項）。改正法は2007年11月1日に施行されたが、その運用状況は未だ詳らかでない。

3 2008年少年法改正

(1) 改正に至る経緯

2000年改正においては、同年の刑訴法改正と犯罪被害者保護法による意見陳述、公判記録の閲覧・謄写などに倣う形で、意見聴取、審判結果の通知、審判記録の閲覧・謄写について、被害者配慮に関する規定がおかれた。刑

事処分適用の拡大、非行事実認定手続の厳格化についても、被害者、あるいは被害者を含む社会の期待・要求に応答するための改正であるといわれた。

その後も、被害者の保護・救済に対する高い社会的・政治的関心は継続した。2004年12月には、犯罪被害者等基本法が制定され、被害者が「その尊厳に相応しい処遇」を保障されるべきことが定められた（3条1項）。政府はこれを受け、2005年12月、犯罪被害者等基本計画を策定し、政府が取り組むべき具体的施策を明らかにした。基本計画は、「『事件の当事者』である犯罪被害者等が、刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続に適切に関与できるよう、その機会を拡充する取組を行わなければならない」とし、2000年改正法附則3条により施行後5年経過にさいして行う検討において、「少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する」ものとした。基本計画に沿って、2007年には刑訴法が改正され、①「被害者参加人」として犯罪被害者の直接参加が認められ（316条の33～39）、②被害者保護法の改正によって、公判記録の閲覧・謄写の範囲が拡大され（3条、3条の2）、③刑事手続における損害賠償命令制度が設けられた（17条ほか）。

このような状況下、2006年10月から12月、法務省は2000年改正法に関する意見交換会を開催したが、そのなか、被害者（団体）代表などから、少年審判への直接参加を求める意見が表明された。これを受け、2007年11月、法務大臣は「少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護をはかるための法整備について」法制審議会に諮問を行い、2008年2月、法制審は改正要綱を法務大臣に答申した。翌2月、政府は改正案を国会提出した。

（2）改正法の概要

改正案に対しては、被害者の真の保護・救済につながるのか、少年法の健全育成目的と矛盾しないかなど疑問も強く、民主党が政府案に慎重な態度を示したことから、早期の可決・成立は困難とみられた。しかし、与党が民主

党修正案を全面的に受け入れ、三党修正案が提出されたことによって、2008年6月、可決・成立した。三党修正案においては、①被害者傍聴を許す要件として、「少年の健全な育成を妨げるおそれがない」ことが付加され、②12歳未満の少年の事件は傍聴対象から除外され、③13～14歳の少年の事件の傍聴許可については、少年の精神的未成熟性を十分考慮すべきとされ、④家裁は傍聴許可にあたり弁護士付添人の意見を予め聴かなければならず、少年の弁護士付添人がいないときは、原則として弁護士付添人を選任すべきとされる、などの修正が施された。

2008年改正の結果、第1に、犯罪少年または12歳以上の触法少年による故意犯罪による被害者死亡事件および業務上過失致死傷事件（刑法211条）について、被害者の申出がある場合、家裁は弁護士付添人の意見を予め聴いたうえで、少年の年齢、心身の状態、事件の性質、審判の状況などを考慮し、少年の健全育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、その傍聴を許すこととされた（22条の4・5）。第2に、被害者からの申出に応じて、相当と認めるときは、被害者に審判の状況を説明することとされた（22条の6）。第3に、被害者による記録の閲覧・謄写について、社会記録を除外しつつ対象記録の範囲を拡大し、要件を緩和した（5条の2）。第4に、成人の刑事事件の管轄権が、家裁から地裁・簡裁の刑事裁判所に移された（旧3章の削除）。これらの改正法は2008年12月15日に施行され、被害者傍聴の事例が数件報道されているものの、運用状況については未だ明らかになっていない。

4 少年保護立法

(1) 児童買春・児童ポルノ処罰法

2008年改正以前、少年法37条は、少年の健全育成という目的を徹底する趣旨から、少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）を家裁の管轄権のもとにおいていた。もっとも、対象とされていたのは、未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法、労働基準法、児童福祉法、学校教育法の定める福祉犯に限

られていた（旧 37 条 1 項）。全福祉犯について実際の取締状況をみると、平成 19 年の検挙人員（6,768 人）のうち、青少年保護育成条例違反（ほとんどが淫行）が 40.9%、児童買春・児童ポルノ処罰法違反が 20.1%、風営適正化法違反が 14.5%、児童福祉法違反が 7.3%、未成年者飲酒禁止法違反が 3.6%となっている。

青少年の性の商業的搾取は、とりわけ強く青少年の福祉を害する。児童福祉法 34 条 1 項が、「児童に淫行をさせる行為」について 10 年以下の懲役刑という重い刑罰を定めているのは、それゆえである。青少年の性の商業的搾取は、成人の買春行為をとまなうことが多い。しかし、買春行為自体は売春防止法により処罰されておらず、また、児童福祉法の淫行による処罰も困難であり、青少年保護育成条例における淫行の処罰は比較的軽微なものであった。他方、1990 年代初頭、東南アジアの少女たちを対象とする先進諸国からの観光客、ビジネスマンらの買春行為の横行が衝撃的に伝えられ、1992 年には「アジア観光における子ども買春の根絶を目指すキャンペーン」が国際的に展開された。1996 年、ストックホルムにおいて、第 1 回子どもの商業的性的搾取に反対する国際会議が開催されたが、このとき、日本政府は、児童ポルノを放置していることとあわせ、児童買春ツアーの広がりについて厳しい批判を浴びた。国内でも問題の重要性と深刻さの認識が広がり、超党派の議員立法により、1999 年、児童買春・児童ポルノ処罰法が成立した¹²⁾。

児童買春・児童ポルノ処罰法は、児童買春を犯罪とし（4 条）、買春者とその周旋・勧誘者を処罰するほか（5～6 条）、児童ポルノの頒布・販売・陳列など（7 条 1 項）、これらの目的のための児童ポルノの作成・所持・運搬・輸出入（7 条 2 項）、これらの目的による児童の人身売買（8 条）を処罰している。他方、被害児童の回復・保護のための措置を国・自治体などに義務づけている。この立法後、「援助交際」など青少年の性的搾取が、さらに深刻な社会問題として認識されるようになり、2000 年代半ば、同法違反の検挙数も増加した。このような状況下、2004 年、児童買春・児童ポルノ処罰法は改正され

た。その結果、児童買春について法定刑が厳格化され、児童ポルノについて処罰範囲が拡大された。

(2) 出会い系サイト規制法

近時、インターネットや携帯電話による電子通信が青少年の性的搾取のために広く利用されている現実がある。「出会い系サイト」を通じての売買春行為については、児童買春・児童ポルノ処罰法による対処が困難であることから、2003 年、児童売買春の誘引に電子通信が利用されることを規制する目的から、出会い系サイト規制法が制定された。

出会い系サイト規制法は、①児童を性交等の相手方になるよう、②人を見童との性交等の相手方となるよう、③対償を供与することを示して児童を異性交際の相手方となるよう、④対償を受けることを示して人を見童との異性交際の相手方となるよう、それぞれ誘引することを処罰し（6・16 条）、⑤「インターネット異性紹介事業」者に児童利用の防止を義務づけている（3 条）。2008 年には、事業者には都道府県公安委員会への届出を義務づけ（7 条）、禁止誘引行為の削除措置を義務づける（12 条）など、事業者規制を強化する改正法が成立した。この法律をめぐっては、児童による誘引も犯罪とされることは、児童買春などの犯罪からの児童の保護とそれによる健全育成という目的（1 条）に矛盾しないか、「淫行」自体が条例による処罰にとどまり、法律上は処罰されていないのに、それを「誘引」する行為が処罰されることになれば均衡が欠けるのでないか、という疑問も提起されている。2007 年における出会い系サイト規制法違反の検挙人員は 114 人であり、福祉犯全検挙人員の 1.7%に当たる。

5 むすび

以上、少年法改正と少年保護立法について、2000 年以降の状況を概観した。刑事立法の合理性という観点から、いくつかの特徴ないし留意点を指摘することによって、本稿を結ぶこととしたい。

第 1 に、特徴として、議員立法の活性化があげられる。2000 年少年法改

正は、非行事実認定手続の適正化に焦点を合わせた政府案が廃案になった後、同年の衆議院選挙における少年法厳罰化の争点化を経てなされた議員立法であり、また、児童買春・児童ポルノ処罰法も、内外の立法要求の高まりに応じてなされた議員立法であった。さらに、政府提出による2007年、2008年の少年法改正案についても、国会審議の過程で、重要な修正が加えられた。議員立法は、たしかに民意を反映した迅速な立法を可能にする。反面、刑事立法には、犯罪化による市民一般の行動規制とともに、犯罪捜査・訴追や少年審判の対象となること、未決・既決の自由拘束処分を課されることによる自由の制約が、必然的にともなう。刑事的規制が「最終手段」とされるべきなのは、それゆえである。かくして、刑事立法には、立法目的の設定においても、その達成手段の選択においても、高度の合理性が求められる。議員立法において民意の反映が行き過ぎ、ポピュリズム立法に至るならば、この合理性が失われる結果となる¹³⁾。議員立法の活性化自体は直ちに批判されるべきでないにせよ、刑事立法としての合理性の確保のために、国会や政党の立法調査機能が強化される必要があり、また、法案作成を含む立法過程のなかに、法運用に携わってきた実務家や専門の研究者の意見を十分聴取したうえで、開かれた市民的討議に付す手続がビルトインされなければならない。民主主義的要請と自由主義的要請とを両立させるためには、それらが不可欠であろう。

第2に、法制審議会の担うべき機能が問題となる。政府案作成において、法制審議会には、専門的知見に基づく多面的で緻密な検討によって、刑事立法の合理性を確保するための積極的機能が期待されている。しかし、公開された議事録によれば、迅速審理が目指されるからか、事務当局の用意した具体的要綱案に対して十分な批判的検討がなされているか疑問が残る。弁護士会出身の委員以外からの批判的意見は希である。議員立法の活性化の反面、法制審議会の機能が実質的に機能したならば、そのことは、刑事立法の合理性を失わせる危険を高めるであろう。

第3に、あらゆる政策領域において、現在、政策評価や説明責任が強調

されているが、刑事立法についても、立法評価と説明責任が要請されることは同じであろう。合理的立法と適正な運用を確保するためには、それらが不可欠だからである。そのためには、まず運用状況の正確な把握と丁寧な分析による立法の検証が必要とされる。現在までのところ、それが実現しているとはいいがたい。「刑事立法の時代」であれば、それに相応しい検証手続が確立され、それに基づく立法評価と説明責任が尽くされなければならない。

- 1) 主として批判的観点からなされた、筆者によるより詳細な分析・検討については、葛野尋之『少年司法の再構築』（日本評論社、2003年）、同『少年司法における参加と修復』（日本評論社、2009年）参照。
- 2) 裁判所ホームページ「裁判に関する情報・その他の統計情報」
<http://www.courts.go.jp/about/siryō/saiban/sonota/index.html>。
- 3) 法務総合研究所『重大事犯少年の実体と処遇』研究部報告 31（2006年）。
- 4) 法務省『少年法等の一部を改正する法律による改正後の少年法等の規定の施行状況に関する報告』（2006年）
<http://www.moj.go.jp/PRESS/060609/060609-1.pdf>
- 5) 日本弁護士連合会・子どもの権利委員会『「改正」少年法の運用実態調査結果』（2004年）
<http://www.nichibenren.or.jp/ja/committee/list/data/kodomo.pdf>。
- 6) 日本弁護士連合会編『検証・少年犯罪—子ども・親・付添人弁護士に対する実態調査から浮かび上がるもの』（日本評論社・2002年）。
- 7) 日本弁護士連合会『「改正」少年法・5年後見直しに関する意見書』（2006年）
http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/060316_3.html。
- 8) 全司法労働組合ホームページ
<http://www.zenshiho.net/syonenhou.html>。
- 9) 改正少年法検証研究会『「司法研修所編・改正少年法の運用に関する研究」の批判的検討』立命館法学 307号（2006年）参照。
- 10) 改正法の検証について、研究者・実務家による、斉藤豊治＝守屋克彦編著『少年法の課題と展望（1）・（2）』（成文堂・2005-2006年）、研究者による、葛野尋之編著『少年司法改革の検証と展望』（日本評論社、2006年）が重

要であるが、運用状況に関する利用可能な資料の不足に起因する限界は否定できない。

- 11) 少年警察の展開について、佐々木光明「少年警察活動の展開とその射程」『澤登古稀』（現代人文社、2000年）、同「『青少年健全育成政策』に関する覚書き『小田中古稀』（日本評論社、2004年）参照。
- 12) 坪井節子「子ども買春・子どもポルノ禁止法」法学セミナー 537号（1999年）参照。
- 13) 「ポピュリズム刑事政策」とその立法的具体化について、宮澤節生「ポピュリズム刑事政策の到来と批判的立場への課題」菊田幸一＝西村春夫＝宮澤節生編『社会のなかの刑事司法と犯罪者』（日本評論社、2007年）、西村春夫「被害者の刑事裁判参加制度とポピュリズム政治」法学セミナー 645号（2008年）参照。